

社会福祉法人「ゼノ」少年牧場定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下、「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- (イ) 障害児入所施設の経営
- (ロ) 障害者支援施設の経営

(2) 第2種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ハ) 移動支援事業の経営
- (二) 障害児等療育支援事業の経営
- (ホ) 放課後児童健全育成事業の経営
- (ヘ) 一時預かり事業の経営
- (ト) 障害児通所支援事業の経営
- (チ) 障害児相談支援事業の経営
- (リ) 一般相談支援事業の経営
- (ヌ) 特定相談支援事業の経営
- (ル) 幼保連携型認定こども園の経営
- (ヲ) 地域子育て支援拠点事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人「ゼノ」少年牧場という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、経済的に支援の必要な子ども等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を広島県福山市沼隈町大字草深1212番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上12名以内を置く。

- 2 前項の評議員総数(現在数)は、第16条第1項第1号に定める理事総数(現在数)を超えていることを要する。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度一人当たりの総額が10万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招 集）

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議 長）

第13条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

（決 議）

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された評議員2名が、前項の議事録に署名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(職 員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下、「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構 成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招 集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第27条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決 議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関等の団体からの求めに基づき、短期間で可及的速やかに理事会の決議を要する事案であると判断できる場合に限り、理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事が、前項の議事録に署名押印する。ただし、理事長が欠席した場合は、出席した理事及び監事が署名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び収益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別紙に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他の財産は、基本財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 収益事業用財産は、第38条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、広島県知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、広島県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 収益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 太陽光発電売電事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を受けなければならない。

(収益の処分)

第39条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第8章 解 散

(解 散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、広島県知事の認可（社会福祉法第45条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人「ゼノ」少年牧場の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則（昭和37年4月23日設立）

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき役員を選任を行うものとする。

(理事) 坂下 茂己 門田 菊衛 宇田 武司
野田卓三郎 河野 義己 村田 一男
深坂 昌登 青山 巽 中島智恵子
岡崎不二郎 小迫 満 西川 太郎
山本 アイ 遠部 義郎 井上農富雄
河野 勇三 黒瀬 礼 中村 秀美
篠原 顧六 三村 俊雄 田中 博
市川寿太郎

(監事) 村上 明 角川 一雄

①附 則（昭和55年1月30日厚生大臣認可）

この定款の変更は、厚生大臣の変更認可があった日から施行する。

②附 則（平成元年6月15日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

③附 則（平成4年3月31日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

④附 則（平成10年12月4日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

⑤附 則（平成11年11月29日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

⑥附 則（平成12年8月29日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

⑦附 則（平成14年11月11日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

⑧附 則（平成16年2月27日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

⑨附 則（平成17年4月19日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

⑩附 則（平成18年3月9日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

⑪附 則（平成18年8月21日福山市長認可）

この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。

⑫附 則（平成19年6月21日福山市長認可）

この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。

⑬附 則（平成19年12月28日福山市長認可）

この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。

⑭附 則（平成20年2月29日福山市長認可）

この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。

⑮附 則（平成20年11月14日福山市長認可）

この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。

⑯附 則（平成21年4月8日福山市長認可）

この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。

⑰附 則（平成22年3月31日福山市長認可）

この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。

⑱附 則（平成22年8月30日福山市長認可）

この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。

⑲附 則（平成22年12月22日福山市長認可）

この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。

⑳附 則（平成23年4月1日福山市長認可）

この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。

㉑附 則（平成25年7月25日福山市長認可）

この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。

㉒附 則（平成27年4月1日福山市長認可）

この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。

㉓附 則（平成28年12月28日福山市長認可）

この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。

㉔附 則（平成29年2月23日福山市長認可）

この定款の変更は、福山市長の認可日にかかわらず、社会福祉法附則第7条第2項の規定により、平成29年4月1日から施行する。

㉕附 則（平成29年8月25日福山市長認可）

この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。

㉖附 則（平成30年7月24日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の認可があった日から施行する。

第30条(別表)

1. 土地の部

(1) 障害福祉サービス事業所 あかつき

所	在	地 番	地 目	地積㎡
広島県福山市神辺町大字上御領字中島		258番 2	雑種地	899
同 所		258番 6	同上	291
同 所	下竹田字神原	992番 2	同上	261
同 所		992番 4	同上	693
同 所	八尋字唐橋	949番 3	同上	555
同 所		951番 4	同上	1,270
同 所		951番 5	同上	71
小	計	7筆		4,040.00

(2) 障害福祉サービス事業所 ゆめの木・わかば

所	在	地 番	地 目	地積㎡
広島県福山市沼隈町大字草深字向ノ畑		1694番 1	宅 地	795.70
同 所		1672番	山 林	349
同 所		1678番 1	山 林	257
同 所		1679番 3	山 林	52
広島県福山市沼隈町大字草深字金堀		1949番 3	宅 地	303.43
同 所		1950番 1	宅 地	373.62
小	計	6筆		2,130.75

(3) 障害者支援施設 「ゼノ」やまびこ学園成人部

所	在	地 番	地 目	地積㎡
広島県福山市内海町字大西組		口1809番	宅 地	109.00
小	計	1筆		109.00

(4) 障害者支援施設 「ゼノ」なごみの家

所	在	地 番	地 目	地積㎡
広島県福山市沼隈町大字草深字奥		1106番 1	宅 地	4,979.90
広島県福山市沼隈町大字草深字山神尻		1134番 4	雑種地	9.00
小	計	2筆		4,988.90

(5) 障害福祉サービス事業所 ゆめサポート・バク

所	在	地 番	地 目	地積㎡
広島県福山市神辺町大字東中条字末友		301番 6	雑種地	885
同 所		301番 28	雑種地	363
以下、共有私道は、持分4889分の451				
広島県福山市神辺町大字東中条字末友		301番 10	雑種地 共同私道	21
同 所		301番 12	雑種地 共同私道	0.37
同 所		1038番 6	雑種地 共同私道	1.56
以下、共有私道は、持分4889分の814				
広島県福山市神辺町大字東中条字末友		301番 1	雑種地 共同私道	415
同 所		1038番 2	雑種地 共同私道	71
同 所		1047番 1	雑種地 共同私道	83
同 所		1049番 1	雑種地 共同私道	177
同 所		1049番 6	雑種地 共同私道	146
小	計	10筆		2,162.93

(6) 認定こども園 幼保連携型認定こども園ゆめな

所 在	地 番	地 目	地積㎡
広島県福山市沼隈町大字草深字将木角	2119番 4	宅 地	919.00
同 所	2119番 5	宅 地	396.00
同 所	2119番 6	宅 地	958.00
同 所	2119番 8	宅 地	522.00
同 所	2119番 9	宅 地	396.00
同 所	2119番 10	宅 地	18.72
同 所	2119番 11	宅 地	14.04
小 計	7筆		3,223.76

(7) 障害福祉サービス事業所 「ゼノ」ホームゆの

所 在	地 番	地 目	地積㎡
広島県福山市神辺町大字湯野字古寺	1635番 1	宅 地	194.14
同 所	1637番 3	宅 地	72.76
小 計	2筆		266.90

(8) 障害福祉サービス事業所 「ゼノ」ホームたびあ

所 在	地 番	地 目	地積㎡
広島県福山市神辺町大字新徳田字二丁目	422番 2	宅 地	264.53
小 計	1筆		264.53

(9) 障害福祉サービス事業所 「ゼノ」Home白雲

所 在	地 番	地 目	地積㎡
広島県福山市沼隈町大字草深字池尻	1276番 1	宅 地	317.35
小 計	1筆		317.35

(10) 障害福祉サービス事業所 「ゼノ」ホームそよかぜ

所 在	地 番	地 目	地積㎡
広島県福山市神辺町大字下御領字馬場町	801番4	田	661
小 計	1筆		661
合 計	38筆		18,165.12

第30条(別表)

2. 建物の部

(1) 社会福祉法人 「ゼノ」少年牧場

所	在	家屋番号	種 類	構 造	延床面積㎡
広島県福山市沼隈町大字草深字芋之迫		223番	診療所	鉄骨ブロック造鉄板・スレート葺平家建	99.00
小	計		1棟		99.00

(2) 障害児入所施設 「ゼノ」やまびこ学園児童部

所	在	家屋番号	種 類	構 造	延床面積㎡
広島県福山市沼隈町大字草深字芋迫		1212番	給食室	鉄筋コンクリート造 スレート葺 平家建	212.00
同 所	字芋迫	1211番	養護所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3階建	1階 525.00
	1211番地 1210番地 1213番地 1213番地先				2階 525.00
同 所	字芋之迫		機械室	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建	8.75
	221番地				
同 所	字芋之迫	227番1の2	寄宿舎	木造かわらぶき平家建	97.67
	227番地1先 227番地1				
小	計		4棟		1,893.42

(3) 障害福祉サービス事業所 生活支援センターほほえみ

所	在	家屋番号	種 類	構 造	延床面積㎡
広島県福山市沼隈町大字草深字芋迫		1228番	通勤寮	鉄筋コンクリート造 陸屋根 鉄板葺2階建	1階 433.92 2階 191.65
小	計		1棟		625.57

(4) 障害福祉サービス事業所 あかつき

所	在	家屋番号	種 類	構 造	延床面積㎡
広島県福山市神辺町大字八尋字唐橋		951番 4	福祉会館 (管理棟)	鉄筋コンクリート造 陸屋根 平家建	326.73
同 所	大字下竹田字神原		作業所	鉄骨造 鉄板葺平家建	205.80
	992番地 4		作業所	鉄骨造 鉄板葺平家建	60.50
同 所	大字上御領字中島		作業所	鉄骨造アルミニウム板葺平家建	85.77
	258番地 2	258番2	作業場	軽量鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺平家建	67.56
同 所	大字八尋字唐橋	951番	作業場	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	1階 134.41
	951番地 4	4の2			2階 63.20
同 所	大字下竹田字梅谷	1852番	訓練所 (生活実習ホ ーム)	木造 スレート葺 平家建	88.48
小	計		7棟		1,032.45

(5) 障害児通所支援事業所 「ゼノ」こぼと園

所	在	家屋番号	種 類	構 造	延床面積㎡
広島県福山市沼隈町大字草深字汐入		1852番 1	難聴幼児 訓練棟	鉄筋コンクリート造 陸屋根 3階建	1階 287.53 2階 291.58 3階 8.32

広島県福山市沼隈町大字草深字汐入 1851番地 3	1851番 3	訓練場	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	41.40
小	計	2棟		628.83

(6) 障害福祉サービス事業所 「ゼノ」Home白雲

所	在	家屋番号	種 類	構 造	延床面積㎡
広島県福山市沼隈町大字草深字陰地 1199番地 1200番地 1201番地		1199番	福祉寮	鉄筋コンクリート造 陸屋根高床式平家建	279.10
広島県福山市沼隈町大字草深字池尻 1276番地1		1276番1	居宅	木造スレート葺2階建	1階 60.45 2階 57.96
小	計		2棟		397.51

(7) 障害福祉サービス事業所 ゆめの木・わかば

所	在	家屋番号	種 類	構 造	延床面積㎡
広島県福山市沼隈町大字草深字向ノ畑 1694番地1		1694番1	作業場	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	1階 362.07 2階 259.60
			食堂	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	84.00
広島県福山市沼隈町大字草深字庵ノ下 2579番地1 2580番地1		2579番1	作業所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	176.91
			作業所	軽量鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	59.26
広島県福山市沼隈町大字草深字金堀 1950番地1 1949番地3		1950番1	作業場	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	400.80
小	計		5棟		1,342.64

(8) 障害者支援施設 「ゼノ」やまびこ学園成人部

所	在	家屋番号	種 類	構 造	延床面積㎡
広島県福山市内海町字大西組 □1809番地		1809番	工場	軽量鉄骨造 スレート葺 2階建	1階 73.59 2階 93.39
広島県福山市沼隈町大字草深字芋迫 1209番地 1208番地 1210番地 1213番地 同 所 字芋之迫 232番地2 232番地2先		1209番	養護所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3階建	1階 655.87 2階 655.87 3階 655.87
広島県福山市沼隈町大字草深字芋之迫 227番地 1		227番1	訓練場	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	77.71
広島県福山市沼隈町大字草深字芋迫 1205番地 1 1205番地 2		1205番 2	作業場	鉄骨造 合金メッキ鋼板ぶき 2階建	1階 300.58 2階 41.98
広島県福山市沼隈町大字草深字陰地 1200番地 1201番地		1200番	作業場	鉄骨造 合金メッキ鋼板ぶき 平家建	113.40
広島県福山市沼隈町大字草深字芋迫 1204番地		1204番	作業場	鉄骨造 合金メッキ鋼板ぶき 平家建	99.37
小	計		6棟		2,767.63

(9) 障害者支援施設 「ゼノ」なごみの家

所 在	家屋番号	種 類	構 造	延床面積㎡
広島県福山市沼隈町大字草深字奥 1106番地 1	1106番 1	養護所	鉄筋コンクリート造陸屋根 瓦葺平家建	1,870.77
		倉庫	鉄筋コンクリート造 スレート葺 平家建	32.44
		養護所	木造かわらぶき平家建	145.28
		物置	木造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	31.46
小 計		4棟		2,079.95

(10) 障害福祉サービス事業所 ゆめサポート・バク

所 在	家屋番号	種 類	構 造	延床面積㎡
広島県福山市神辺町大字東中条字末友 301番地 6	301番 6	養護所	鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建	481.43
小 計		1棟		481.43

(11) 認定こども園 幼保連携型認定こども園ゆめな

所 在	家屋番号	種 類	構 造	延床面積㎡
広島県福山市沼隈町大字草深字将木角 2119番地4 2119番地5 2119番地8 2119番地6	2119番 4	保育所	鉄骨造瓦葺平家建	1,034.53
		プロパン庫	軽量鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺平家建	4.00
小 計		2棟		1,038.53

(12) 障害福祉サービス事業所 「ゼノ」ホームゆの

所 在	家屋番号	種 類	構 造	延床面積㎡
広島県福山市神辺町大字湯野字古寺 1635番地 1	1635番 1	居宅	木造瓦セメント瓦葺	1階 98.88
			2階建	2階 39.50
		浴室	木造セメント瓦葺 平家建	13.66
小 計		2棟		152.04

(13) 障害福祉サービス事業所 「ゼノ」ホームたびあ

所 在	家屋番号	種 類	構 造	延床面積㎡
広島県福山市神辺町大字新徳田字二丁目 422番地2	422番2	居宅	木造瓦葺2階建	1階 99.81
				2階 38.02
小 計		1棟		137.83

(14) 障害福祉サービス事業所 JOBプラスはんど

所 在	家屋番号	種 類	構 造	延床面積㎡
広島県福山市沼隈町大字草深字将木角 2133番地1	2133番1の2	作業所	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	130.00
小 計		1棟		130.00

(15) 保育所 松永東保育所

所 在	家屋番号	種 類	構 造	延床面積㎡
広島県福山市松永町五丁目1383番地	1383番	保育所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2階建	1階 889.67 2階 157.74
小 計		1棟		1,047.41
合 計		40棟		13,665.24